

## 第1回新見市総合教育会議次第

日時：平成27年8月6日(木)

13:30～

場所：第5委員会室

### <次 第>

1 開 会

2 市長挨拶

3 出席者紹介

4 議 事

(1) 新見市総合教育会議運営要綱(案)について

(2) 教育に関する大綱策定方針(案)について

5 閉 会

### <配付資料>

議題1 新見市総合教育会議運営要綱(案)

議題2 教育に関する大綱策定方針(案)

資料1 総合教育会議について

資料2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(抜粋)

第1回 新見市総合教育会議 出席者名簿

平成27年8月6日

○総合教育会議 構成者

職 名	氏 名
市 長	石 垣 正 夫
教育委員長	吉 田 徹
教育委員長職務代理者	小 野 貴美江
教育委員	安 達 友 恆
教育委員	竹 本 俊 郎
教 育 長	中 田 省 吾

◇総合教育会議 事務局

職 名	氏 名
企画政策課長	永 田 寛 生
企画政策課政策係長	藤 井 和 昭

◇教育委員会 事務局

職 名	氏 名
教育部長	安 藤 暢 重
教育総務課長	石 橋 博
学校教育課長	村 上 弘
生涯学習課課長補佐	名 越 伸 明
教育総務課主幹	小 川 泰 典

## 新見市総合教育会議運営要綱（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定により、新見市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

（総則）

第1条 新見市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、総務部企画政策課のホームページに掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、第1項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

（議事進行）

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

（議事録）

第5条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、総務部企画政策課に置く。

(定めのない事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

## 教育に関する大綱策定方針（案）

## 1 大綱の趣旨

第2次新見市総合振興計画を基本とし、国の教育振興基本計画及び岡山県教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本的な理念を定める。

## 2 大綱の内容

## ○基本方針

- (1) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を柱に、豊かな人間性や社会性をそなえた子どもを育成する。
- (2) 学校・家庭・地域社会が一体となって開かれた学校づくりをめざす。
- (3) 人間尊重の精神を基本とし、学校教育・家庭教育・生涯学習の充実、スポーツ・文化の振興など生涯学習社会をめざす。



## 総合教育会議について

- 1 設置時期 平成 年4月1日(改正地方教育行政法の施行日)
- 2 開催方法 市長が招集し、会議は原則公開とする。
- 3 構成員 市長及び教育委員会(教育長及び委員)
- 4 協議事項
- ① 教育に関する大綱の策定
  - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき事項
  - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置
- 5 スケジュール（平成27年度）

時期	内 容
8 / 6	第1回新見市総合教育会議 運営要綱及び教育大綱策定方針の決定
	教育大綱素案の作成
10月	第2回新見市総合教育会議 教育大綱素案の協議・決定
随時	必要に応じて開催

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(抜粋)  
法律第七十六号(平二六・六・二〇)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 地方公共団体の長
  - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。